

3月26日・4月2日の日曜日に休日窓口を開設します

年度末や年度始めは、就職・転勤などで住所変更される方が多いことから、3月26日と4月2日の両日曜日に住民異動届などの手続きができるよう、休日窓口を開設します。

【受付場所】 役場1階 住民課・福祉子ども課・健康介護課・税務課

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分

【取扱事務】 ○住民票の転入届・転出届・転居届

○印鑑登録の受付

○住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑証明書の交付

○戸籍の届出

○マイナンバーカードの交付(要事前予約)

○国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の資格取得・喪失の受付

○福祉医療費受給者証申請の受付

○児童手当認定請求書の受付

○各種税務証明の交付

○小・中学生の転入学許可書の発行



※旅券の申請・受取、各種証明書の広域交付、特別永住者に関する諸手続きは取り扱いしません。

※住民基本台帳カード、マイナンバーカードを使用する手続き(転入届など)が一部できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※取扱事務の中で、日曜日に休業している関係機関への問い合わせが必要な事務は、当日手続きができない場合があります。

〒住民課 ☎388-1115

4月から笠松中学校の制服が変わります



**NEW!!
標準服**

昨今の気候や時代の変化に伴って生まれた多様性に対応するため、笠松中学校では4月よりこれまでの「制服(夏服・冬服)」を見直し、プレザータイプの「標準服」とします。

標準服は令和5年度入学生より着用可能とし、8年度からは全ての生徒が標準服を着用します。

令和5～7年度について

- 兄弟関係の「制服」を着回して着用することや、現在販売されているリユース品を着用することもできます。
- 令和5年度の2・3年生で希望する生徒も「標準服」を着用できます。

〒笠松中学校 ☎387-2442